

## 令和6年度山形県U I ターン就職活動交通費助成事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、Uターン又はIターンによる県内企業への就職の促進を図るため、県外在住者で県内民間企業への就職を希望する者が、県内で行われる採用面接、インターンシップ（インターンシップにあつては、実習、研修等の就業体験を5日以上行うものに限る。）又は県主催の合同企業説明会等に参加するのに直接必要な交通費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該県外在住者に対し補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる県外在住者（以下「補助対象者」という。）は、やまがた暮らし・しごとサポートセンターにおいて利用者登録を行った者又は山形県と学生U I ターン就職促進に関する協定を締結している大学等（以下「協定締結大学等」という。）に在学している者とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる交通費（鉄道、航空機及び高速バスの令和6年4月1日から令和7年3月10日までの利用に係る運賃並びに当該運賃と宿泊料が一体となった旅行商品の購入代金をいう。以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものであつて、支払った事実を証明できるものとする。

- (1) 往路にあつては、補助対象者の居所から採用面接、インターンシップ又は合同企業説明会等が行われる場所までの、当該採用面接、インターンシップ又は合同企業説明会等開始の日前7日以内に行われた移動に係るもの
- (2) 復路にあつては、採用面接、インターンシップ又は合同企業説明会等が行われた場所から補助対象者の居所までの、当該採用面接、インターンシップ又は合同企業説明会等終了の日後7日以内（災害、疾病その他やむを得ない理由があるときは、30日以内）に行われた移動に係るもの

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は20,000円のいずれか低い額とする。ただし、補助対象経費について、採用面接、インターンシップを行った県内企業又は合同企業説明会等の実施主体からの助成があるときは、補助対象経費の額から当該助成額を差し引いた額を上限とする。

2 1 補助対象者当たりの補助金の交付は、3回までとするとともに、1県内企業当たりのインターンシップに係る補助金の交付は、4件までとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、採用面接、インターンシップ又は

合同企業説明会等終了の日から3か月を経過する日又は令和7年3月15日のいずれか早い日までに、規則第5条の規定による補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 採用面接・インターンシップ・合同企業説明会等実施（参加）証明書（別紙）又は実施を証明できるもの
  - (2) 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの
  - (3) 補助金の振込先とする申請者名義の口座情報（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。））が記載されたもの
  - (4) やまがた暮らし・しごとサポートセンターにおいて利用者登録を行っていない者にあたっては、協定締結大学等の学生証の写し又は在学証明書
- 2 前項の交付申請書の提出をもって、規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出に代えるものとする。

（交付の決定）

第6条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第7条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

（関係書類の保管）

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の申請及び受領を証する書類を令和7年度から5年間整理保管しておかななければならない。

（書類の提出）

第9条 この補助金に関して知事に提出する書類は、山形県産業労働部雇用・産業人材育成課に提出するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。